

厚生年金法逐条解説テキスト

弁護士 酒井廣幸著

[使用方法について]

本書は、①ピックアップした条文、②解説、③プラスの3つの構成部分からなっています。プラスは、理解の発展、深化のための解説、あるいは社労士試験の過去問で出題された事項について言及したもので、最初から、これらの全部を頭から読む必要はありません。市販の受験基本書の理解できない部分を拾い読みするだけでも構いません。

*の印は、理解を容易にするために、私が付けた付加的な説明です。引用されている条文が何を規定しているかや、用語の意味を説明しています。

準備段階として、IからXVIまでの冒頭分だけを読んで、各制度の概要とこれまでの知識の体系的な整理を試みてください。受験期間が長いという人は、知識の体系的な整理や条文上の根拠付けができるていないのが原因だと思われるからです。

1回目は、厚生年金年金法の何条に規定されているかに注意しながら、解説の本文のみを読む。2回目は、条文を読んでから、解説の本文を読む。3回目は、解説の本文とプラスを読む。

なお、重要な用語は文字を大きくし、重要な数字や金額などは青色で、社労士試験の選択式に向けてはピンク色に変換してあります。

「○年出題」とあるのは、社労士試験での出題であることを示したものです。

※ 無断複製は、法律で禁止されています。

10月1日より、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が施行され、共済年金は厚生年金に一元化された。ここでの一元化とは、公務員や私学教職員も厚生年金保険制度に加入する仕組みとすることにより、被用者年金制度の統一を図ったものです。

平成28年改正

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）。①500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で週20時間以上の短時間労働者への適用拡大を可能とする（平成29年4月から）。

I 総論

第1 総則

①	目的は、労働者と遺族の生活の安定・福祉の向上（1条）
②	政府が管掌（2条）。日本年金機構が「委任」を受け、あるいは「委託」を受け処理。
③	実施機関（2条の5）。年金の一元化に伴い、被保険者の「種別」と事務の区分により5つに分かれている。
④	年金額の改定（2条の2）、財政の均衡（2条の3）、現況・見通の作成（2条の4）

1条 目的

・労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

年金は、所得が減少し又は喪失しがちな高齢者、障害者、遺族に対して所得を保障し、これらの者の生活を保障するものです。厚生年金保険は、そのうち労働者を対象とするものです。なお、平成26年4月1日以降は、厚生年金基金の新設は認めないことになったことに伴い、目的として「あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする」との文言は削除されました。

* プラス1 国民年金法との比較

国民年金法1条では、「国民の協同連帶」によって「健全な国民」の生活の安定がそこなわれるなどを防止するとあるほか、憲法25条2項の理念という文言があるのに対し、厚生年金保険法では「協同連帶」ではなく、「労働者及びその遺族」の生活の安定に寄与することを目的とするとあり、憲法25条2項の理念という文言もありません。

* プラス2 戰費調達目的

厚生年金保険法の源流は、戦争中であった昭和16年制定の「労働者年金保険法」ですが、その制定の目的は、労働者の生活保障ではなくて第2次世界大戦の戦費を調達するためであったとする議論（「戦費調達説」と呼ばれています。）があります。

1条 保険給付

労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い・・

国民年金法では、2条として、「国民」の老齢、障害又は死亡に関して必要な「給付」を行うと規定しています。国民年金法のような単なる「給付」ではなく、「保険給付」です。国民年金の場合は、20才前傷病による障害基礎年金や保険料免除者に対しても支給されるように、保険方式によらない給付も行われることから、「保険」という用語を使用していないのです。

旧法における定額部分と報酬比例部分

昭和61年改正前の旧厚生年金保険法での定額部分と報酬比例部分はどのようなものでしたか？

昭和61年改正前の旧厚生年金保険法では、被保険者期間が20年以上ある場合の基本年金額は、「定額部分（期間比例）」と「報酬比例部分（報酬比例）」とを合算した額を支給すると規定していました。これは昭和29年の厚生年金保険法が全面改正された際に、従来報酬比例部分の年金であったものが、報酬比例部分と定額部分からなる年金に変更になったのです。定額部分を導入した理由としては、第1に厚生年金保険への加入期間が短いという年金制度未成熟の状態において、定額部分によってコストをかけずに生活保障を行うためと、第2に高所得者と低所得者との間で、年金額の格差が大きくなりすぎないようにするためでした。昭和61年改正によっていわゆる基礎年金制度が導入された際に、厚生年金保険の被保険者は全て同時に国民年金の2号被保険者になり、従来の報酬比例部分に相当する給付を基礎年金に上乗せする制度に変更されたのです。

2条 管掌

厚生年金保険は、政府が管掌する。

1 管掌

管掌するとは、事業経営の実施主体となるという意味です。政府が実施主体になるのは、年金制度が強制的な制度であるからという説明と、長期保険であるからというもの2つの違った説明があります。ちなみに、厚生年金は、健康保険法の「健康保険組合」のよう自動的な組織を保険者として認めていません。

なお、厚生年金保険の「事務」は、対象となる被保険者の種別及び事務の区分に応じて、各実施機関が行います（*厚生年金保険の事務を実施する機関のこと。具体的には2条の5参照）。そのうち、厚生労働大臣が実施機関として責任を負う運営事務のほとんどは、日本年金機構が行っています。

2 機構への権限に係る事務の委任（100条の4）と事務の委託（100条の10）

「権限に係る事務の委任」とは、権限を含めた事務を機構に委任することです。このためその処分等は機構の名義で行われます。「事務の委託」とは、権限は厚生労働大臣に留保したまま